

「母体保護法指定医師の指定基準」モデル  
の改定について

[現行・改定対照表]

平成25年4月

日 本 医 師 会

# 1. 「母体保護法指定医師の指定基準」モデル新旧対照表

<p style="text-align: center;"><b>現 行</b></p> <p>(昭45.12.15)(平 8. 9.26)(平11.3.16)(平成14.10.1)(平18.3.14)</p>	<p style="text-align: center;"><b>改 定</b></p> <p style="text-align: right;">(平成25.4.16)</p>
<p>母体保護法指定医師を指定する場合は、人格、技能及び設備の3点を考慮して、適正なる指定を行うと共に遵守事項の励行を求めるものとする。</p> <p><b>1 人 格</b></p> <p>母体保護法指定医師としての品位を保ち、責任を負い、義務を履行し得る者であること。</p> <p><b>2 技 能</b></p> <p>都道府県医師会が認める研修機関において、一定期間産婦人科医としての専門知識を修め、手術並びに救急処置法等の手技を修得しかつ下記要件を具備すること。</p> <p>(1) 医師免許取得後5年以上経過しており産婦人科の研修を3年以上受けたもの又は日本産科婦人科学会専門医の資格を有するもの。</p> <p>(2) 研修期間中に、30例以上の人工妊娠中絶手術又は流産手術の実地指導を受けたもの。ただし流産手術の数は半数以下にとどめるものとする。</p> <p><b>3 研修機関の条件</b></p>	<p>母体保護法指定医師を指定する場合は、<u>都道府県医師会</u>は母体保護法指定医師審査委員会を設置し、人格、技能及び設備の3点を考慮して、適正なる<u>審査</u>を行うと共に遵守事項の励行を求めるものとする。</p> <p><b>1 人 格</b></p> <p>母体保護法指定医師としての品位を保ち、責任を負い、義務を履行し得る者であること。</p> <p><b>2 技 能</b></p> <p>都道府県医師会が認める研修機関において、一定期間産婦人科医としての専門知識を修め、手術並びに救急処置法等の手技を修得しかつ下記要件を具備すること。</p> <p>(1) 医師免許取得後5年以上経過しており産婦人科の研修を3年以上受けたもの又は<u>産婦人科専門医</u>の資格を有するもの。</p> <p>(2) 研修期間中に、<u>20例</u>以上の人工妊娠中絶手術又は流産手術の実地指導を受けたもの。<u>ただし10例以上の人工妊娠中絶手術を含むこととする。</u></p> <p><u>なお、指定医師でない医師については、研修機関で指導医の直接指導の下においてのみ人工妊娠中絶手術ができる。</u></p> <p><u>(3) 都道府県医師会の定める指定医師のための講習会（以下、「母体保護法指定医師研修会」という）を原則として申請時までに受講していること。</u></p> <p><b>3 研修機関の条件</b></p>

指定医師が指定を受けるための研修機関は、下記の各条件を充たす医療施設とする。

(1) 医育機関の付属施設又は年間の開腹手術50以上（腹腔鏡手術を含める）、分娩数120以上を取り扱う施設で、2名以上の母体保護法指定医師の資格者を有すること。

(2) 母体保護法指定医師で、研修医を教育することができる人格及び技能を備えた主任指導医が存在すること。主任指導医は原則として、日本産科婦人科学会専門医の資格を有するものであること。

#### 4 指定医師指定取得の申請、指定並びに登録

指定医師の指定を申請するものは、都道府県医師会長宛に「母体保護法指定医師申請書」を提出し、審査を受けなければならない。都道府県医師会は、適格と認めたものを指定医師として指定し、都道府県医師会に登録する。

#### 5 設 備

医療施設は、原則として入院設備を有し、救急体制を備えること。

原則として医師は複数の施設の指定医師を兼ねることはできない。

#### 6 設備指定の申請、指定並びに登録

指定医師の指定を申請するものは、従事する医療施設について、都道府県医師会長宛に

指定医師が指定を受けるための研修機関は、下記の各条件を充たす医療施設とする。

(1) 医育機関の付属施設又は年間の開腹手術50例以上（腹腔鏡手術を含める）、分娩数120例以上を取り扱う施設で、2名以上の母体保護法指定医師の資格者を有し、緊急手術に対応できる機関とする。

(2) 母体保護法指定医師で、研修医を教育することができる人格及び技能を備えた主任指導医が存在すること。主任指導医は原則として、産婦人科専門医の資格を有するものであること。

(3) 医療機関が単独では研修機関の要件を満たさない場合でも、医育機関や要件をみたく研修機関の連携施設として都道府県医師会に登録することにより「研修機関」と認めることができる。

#### 4 指定医師指定取得の申請、指定並びに登録

指定医師の指定を申請するものは、都道府県医師会長宛に「母体保護法指定医師申請書」を提出し、審査を受けなければならない。都道府県医師会は、適格と認めたものを指定医師として登録し、指定医師証を発行する。

原則として医師は複数の施設の指定医師を兼ねることはできない。

#### 5 設 備

医療施設は、原則として入院設備を有し、救急体制を備えること。

ただし、中期中絶を行う場合は、必ず入院設備及び分娩を行いうる体制を有すること。

#### 6 設備指定の申請、指定並びに登録

指定医師の指定を申請するものは、従事する医療施設について、都道府県医師会長宛に

設備指定の申請を行い、指定を受けなければならない。

その場合、原則として、複数の施設の設備指定を受けることができない。

(1) 都道府県医師会は、適格と認めた施設を設備指定し、都道府県医師会に登録する。

(2) 指定医師は、設備指定を受けた施設が設備の大幅な変更を行った場合、再申請して再指定を受けなければならない。

(3) 設備指定を受けた施設において、従事する指定医師が不在となった場合、その施設の長は指定医師が不在であることを速やかに都道府県医師会長宛に届け出なければならない。その時点で設備指定は失効する。

## 7 人工妊娠中絶後の届出

指定医師及び指定医療施設の長は、人工妊娠中絶手術の届出の正確を期すること。

## 8 指定の更新及び取消

指定医師の指定の更新は、2年毎に次の諸事項を参考として行うものとし、不適格と認められる場合には、指定を保留し、又は指定の更新を行わないことができる。

(1) 第10項に示す指定医師遵守事項の励行。

(2) 第1項及び第5項の指定条件の各項目に関する適否。

(3) 第7項に示す人工妊娠中絶手術後の届出の励行。

指定医師として不適格な事情が発生した場合には、定期的更新を待つことなく、直ちに上記各号の事実も勘案して指定医師であることの適否について検討し、指定の取消その他の処分を行うものとする。

設備指定の申請を行い、指定を受けなければならない。

その場合、原則として、複数の施設の設備指定を受けることができない。

(1) 都道府県医師会は、適格と認めた施設を設備指定し、都道府県医師会に登録する。

(2) 指定医師は、設備指定を受けた施設が設備の大幅な変更を行った場合、再申請して再指定を受けなければならない。

(3) 設備指定を受けた施設において、従事する指定医師が欠けた場合、その施設の長は指定医師が欠員であることを速やかに都道府県医師会長宛に届け出なければならない。その時点で設備指定は失効する。

## 7 人工妊娠中絶実施後の届出

指定医師及び指定医療施設の長は、人工妊娠中絶を実施した場合の届出に正確を期すること。

## 8 指定の更新及び取消

指定医師の指定の更新は、2年毎に次の諸事項を参考として行うものとし、不適格と認められる場合には、指定を保留し、又は指定の更新を行わないことができる。

(1) 第10項に示す指定医師遵守事項の励行。

(2) 第1項及び第5項の指定条件の各項目に関する適否。

(3) 第7項に示す人工妊娠中絶実施後の届出の励行。

(4) 母体保護法指定医師研修会を必ず受講すること。

指定医師として不適格な事情が発生した場合には、定期的更新を待つことなく、直ちに

## 9 指定医師の誓約

指定に際して次項に定める遵守事項を厳守することを文書により誓約するものとする。

### 1 0 指定医師の遵守すべき事項

(1) 少子化傾向に鑑み、初産平均年齢を引き下げるよう努力するとともに正しい家族計画を指導すること。

(2) 人工妊娠中絶手術の適応を厳守すること。

(3) 診療内容は産婦人科医療を主体とすること。

(4) 医師会及び産婦人科専門団体の行う研修を受講すること。

(5) 人工妊娠中絶手術の実施は、指定医師として指定を受けた施設内のみとし、往診先又は他の施設において行わないこと。

(6) 必要に応じ術後の受胎調節の指導を実施すること。

### 1 1 不服審査委員会

指定に関して不服を有する医師に対し、公

上記各号の事実も勘案して指定医師であることの適否について検討し、指定の取消その他の処分を行うものとする。

## 9 指定医師の誓約

指定に際して次項に定める遵守事項を厳守することを文書により誓約するものとする。

### 1 0 指定医師の遵守すべき事項

#### (1) 削除

(1) 人工妊娠中絶手術の適応を厳守すること。

(2) 診療内容は産婦人科医療を主体とすること。

(3) 医師会及び産婦人科専門団体の行う研修を受講すること。

(4) 人工妊娠中絶手術の実施は、指定医師として指定を受けた施設内のみとし、往診先又は他の施設において行わないこと。

(5) 必要に応じて受胎調節の指導を実施すること。

### 1 1 母体保護法指定医師審査委員会

都道府県医師会内に指定医師審査委員会を設置する。指定医師審査委員は都道府県医師会会長が委嘱する。指定医師審査委員会は都道府県医師会会長より諮問を受け、指定医師の審査にあたり、審査結果を答申する。必要に応じて指定医師及び実施施設に対して実地指導ができる。

### 1 2 不服審査委員会

指定に関して不服を有する医師に対し、公

正にその意見を徴して審査を行うため、都道府県医師会内に指定医師審査委員会と別個の不服審査委員会を設ける。

都道府県医師会長は、不服審査委員会の審査結果に基づき不服申立に対する措置を行う。

### 附 則

(1) 第2項の技能に関しては、昭和46年以降の医師免許取得者に適用する。

(2) その他の項については、原則として平成19年4月以降の新指定並びに更新に際して、これを適用する。

(3) 都道府県医師会は、第3項に該当する研修機関のリストを準備しておくものとする。

(4) 指定の申請に当っては、主任指導医の証明書又は日本産科婦人科学会専門医証の写しに添えて、第2項(2)に基づく人工妊娠中絶手術又は流産手術の症例に関して、下記の様式による実施報告書を提出するものとする。

(5) 本改定基準の効力発効以前の基準により母体保護法指定医師の指定を受けている医師は、第2項に定める技能要件を既に充足しているものと見なす。

(様式)

#### 研修症例実施報告書

研修医師氏名 ( )

年月日	内容 1 人工妊娠 中絶手術 2 流産手術	妊娠週数	カルテ 番号	病院名	主任指導 医名

正にその意見を徴して審査を行うため、都道府県医師会内に指定医師審査委員会と別個の不服審査委員会を設ける。

都道府県医師会長は、不服審査委員会の審査結果に基づき不服申立に対する措置を行う。

### 附 則

(1) 第2項の技能に関しては、昭和46年以降の医師免許取得者に適用する。

(2) その他の項については、原則として平成25年 月以降の新指定並びに更新に際して、これを適用する。

(3) 都道府県医師会は、第3項に該当する研修機関のリストを準備しておくものとする。

(4) 指定の申請に当っては、主任指導医の証明書又は日本産科婦人科学会専門医証の写しに添えて、第2項(2)に基づく人工妊娠中絶手術又は流産手術の症例に関して、下記の様式による実施報告書を提出するものとする。

(5) 本改定基準の効力発効以前の基準により母体保護法指定医師の指定を受けている医師は、第2項に定める技能要件を既に充足しているものと見なす。

(様式)

#### 研修症例実施報告書

研修医師氏名 ( )

年月日	内容 1 人工妊娠 中絶手術 2 流産手術	妊娠週数	カルテ 番号	病院名	主任指導 医名

## 2. 「母体保護法指定医師の指定基準」細則新旧対照表

現 行 (平18.3.14)	改 定 (平25.4.16)
<p>1人 格</p> <p>2技 能</p> <p>3 研修機関の条件</p> <p>医療施設の条件は、医師数、看護職員数、病床数、分娩室・手術室の設備等を勘案して決定する。</p> <p>4 指定医師指定取得の申請、指定並びに登録</p> <p>①指定取得の申請</p> <p>i) 指定医師申請書 (様式1号)</p> <p>ii) 郡市区医師会長の意見書 (様式2号)</p> <p>iii) 履歴書 (様式3号)</p> <p>iv) 日本産科婦人科学会の専門医の場合 は、「専門医証」の写し 日本産科婦人科学会の専門医でなく、 産婦人科の研修を3年以上受けたもの は主任指導医の発行する「指導証明 書」(様式4号)</p> <p>v) 誓約書 (様式5号)</p> <p>②指定 面接及び書類審査</p> <p>③登録 都道府県医師会の番号、指定及び更新の年 度、指定医師の番号</p> <p>(例) 0 1 3 - 8 8 - 9 8 - 0 0 0 1  <small>(東京) (指定年) (更新年) (指定医師の番号)</small></p>	<p>1人 格</p> <p>2技 能</p> <p>3 研修機関の条件</p> <p>医療施設の条件は、医師数、看護職員数、病床数、分娩室・手術室の設備等を勘案して決定する。</p> <p>4 指定医師指定取得の申請、指定並びに登録  <u>指定医師の指定を申請するものは、所属郡 市区医師会を經由又は直接都道府県医師会長 あてに下記の書類を添えて申請する。</u></p> <p>①指定取得の申請</p> <p>i) 指定医師申請書 (様式1号)</p> <p><u>ii) 削除</u></p> <p><u>ii) 履歴書 (様式3号)</u></p> <p><u>iii) 日本産科婦人科学会の専門医の場合 は、「専門医証」の写し 日本産科婦人科学会の専門医でなく、 産婦人科の研修を3年以上受けたもの は主任指導医の発行する「指導証明 書」(様式4号)</u></p> <p><u>iv) 誓約書 (様式5号)</u></p> <p><u>v) 受講証明書 (母体保護法指定医師研修 会参加証)</u>  <u>母体保護法指定医師研修会は新規指定 及び更新のための研修会を兼ねることが 出来る。</u></p> <p>②指定 面接及び書類審査 <u>(ただし、郡市区医師会 長の意見書 (様式2号) の提出をもって面接 を省略することができる。)</u></p> <p>③登録 都道府県医師会の番号、指定及び更新の年 度、指定医師の番号</p>

## 5 設備

- ①蘇生器具、手術台及び回復室等を有すること。
- ②中期中絶を行う場合は、必ず入院設備及び分娩を行いうる体制を有すること。
- ③連携施設が必要と判断される場合は、都道府県医師会がその状況を勘案して決定すること。
- ④連携施設の長は、当該医療施設の連携施設となった旨を書面で、都道府県医師会長に届け出ること。
- ⑤転送電話、携帯電話等で24時間患者からの連絡に対応すること。
- ⑥常時回復室を観察しうる体制が確保されていること。

## 6 設備指定の申請、指定並びに登録

- ①設備指定取得の申請
  - i) 設備指定申請書(様式6号)の作成  
[医師数、看護職員数(助産師数、看護師・准看護師数)、分娩・手術室の有無、入院設備(病床数)等]  
連携施設が必要な場合は、連携施設の証明書
  - ii) 指定医師証の写し
  - iii) 施術場所の平面図
  - iv) 手術用設備仕様、麻酔器、蘇生器具、呼吸心拍監視装置
  - v) 24時間対応の設備(転送電話、携帯電話等)

(例) 013-88-98-0001

(東京) (指定年) (更新年) (指定医師の番号)

## ④他県からの転入

他の都道府県において指定医師であった場合には、指定医師証の写しをもって技能の審査を省略することができる。

## 5 設備

- ①蘇生器具、手術台及び回復室等を有すること。
- ②削除(本則に移動)
  - ②連携施設が必要と判断される場合は、都道府県医師会がその状況を勘案して決定すること。
  - ③連携施設の長は、当該医療施設の連携施設となった旨を書面で、都道府県医師会長に届け出ること。
  - ④転送電話、携帯電話等で24時間患者からの連絡に対応すること。
  - ⑤常時回復室を観察しうる体制が確保されていること。

## 6 設備指定の申請、指定並びに登録

- ①設備指定取得の申請
  - i) 設備指定申請書(様式6号)の作成  
[医師数、看護職員数(助産師数、看護師・准看護師数)、分娩・手術室の有無、入院設備(病床数)等]  
連携施設が必要な場合は、連携施設の証明書
  - ii) 指定医師証の写し
  - iii) 施術場所の平面図
  - iv) 手術用設備仕様、麻酔器、蘇生器具、呼吸心拍監視装置
  - v) 24時間対応の設備(転送電話、携帯電話等)



②指定  
書類審査

③登録  
都道府県医師会の番号、指定の年度、指定  
設備の番号

(例) 1 1 3 - 8 8 - 0 0 0 1  
(東京) (指定年) (指定設備の番号)

- ④その他
- i) 設備指定変更届 (様式7号) の作成
  - ii) 設備指定辞退届 (様式8号) の作成

## 7 人工妊娠中絶後の届出

①人工妊娠中絶を行った医師は、その月中の手術の実施報告票を各自で記載すること。なお、人工妊娠中絶手術の件数が0件の場合も必ず報告すること。

②複数の指定医師がいる施設では、責任者が各自の実施報告票をとりまとめ、一括して翌月10日までに都道府県知事に届けること。

## 8 指定の更新及び取消

①更新の際、研修の受講を証明するものの提出を義務付ける。日本産婦人科医会研修参加証6枚相当。(日本医師会生涯教育制度参加証、都道府県医師会研修証明書、日本産科婦人科学会研修シール等を勘案する。)

②第7項に示す人工妊娠中絶手術の届出について更新までに必要な届出を行っていない場合には、指定の更新を保留する。

③指定医師更新申請書 (様式9号) の作成

②指定  
書類審査

③登録  
都道府県医師会の番号、指定の年度、指定  
設備の番号

(例) 1 1 3 - 8 8 - 0 0 0 1  
(東京) (指定年) (指定設備の番号)

- ④その他
- i) 設備指定変更届 (様式7号) の作成
  - ii) 設備指定辞退届 (様式8号) の作成

## 7 人工妊娠中絶実施後の届出

書類の届出は翌月10日までに都道府県知事に届けること。

①人工妊娠中絶を行った医師は、その月中の手術の実施報告票を各自で記載すること。なお、人工妊娠中絶の実施件数が0件の場合も必ず報告すること。

②複数の指定医師がいる施設では、責任者が各自の実施報告票をとりまとめ届けること。

## 8 指定の更新及び取消

①更新の際、下記研修の受講を証明するものの提出を義務付ける。

i) 母体保護法指定医師研修会参加証1枚。

母体保護法指定医師研修会カリキュラム作成にあたっては以下の内容が含まれていること。

1) 生命倫理に関するもの

2) 母体保護法の趣旨と適正な運用に関するもの

3) 医療安全・救急処置に関するもの

ii) 日本産婦人科医会研修参加証6枚相当。(日本医師会生涯教育制度参加証、都道府県医師会研修証明書、日本産科婦人科学会研修シール等を勘案する。)

②第7項に示す人工妊娠中絶手術の届出について更新までに必要な届出を行っていない場

合には、指定の更新を保留する。

③指定医師更新申請書（様式9号）の作成

④病气療養中、妊娠・分娩、留学、国内外出張等の理由により、更新の手続きを延期することができる。

## 9 指定医師の誓約

### 10 指定医師の遵守すべき事項

#### 11 不服審査委員会

不服審査委員会の委員は7名とし、下記の構成とする。

- 1 医師である委員 4名
- 2 医師でない委員 3名

第2号の委員中1名は、弁護士資格を有する法律家とする。

## 9 指定医師の誓約

### 10 指定医師の遵守すべき事項

#### 11 不服審査委員会

不服審査委員会の委員は7名とし、下記の構成とする。

- 1 医師である委員 4名
- 2 医師でない委員 3名

第2号の委員中1名は、弁護士資格を有する法律家とする。